

寒川町職員の分限に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (<u>休職期間</u>の更新)</p> <p>第2条 条例第6条第1項に規定する<u>休職期間</u>が3年に満たない場合においては、<u>休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。</u> (<u>休職期間</u>の通算)</p> <p>第3条 <u>休職処分に付された職員</u> _____ _____が<u>条例第6条第2項の規定により復職し、再び同一疾患</u> _____ _____ _____により<u>休職処分に付された場合、その者の休職期間</u>は、<u>復職前の休職期間</u>に引き続きいたものとみなす。ただし、<u>復職後6月</u>を経過したときは、<u>この限りではない。</u>  ～略～</p>	<p>第1条 (略) (<u>休職の期間</u>の更新)</p> <p>第2条 条例第6条第1項に規定する<u>休職の期間</u>が3年に満たない場合においては、<u>休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。</u> (<u>休職の期間</u>の通算)</p> <p>第3条 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の規定により休職にされた職員が</u> _____復職し、再び同一<u>傷病(傷病の名称に関わらず、復職前の休職処分に係る傷病との間に相当の因果関係があると認められる傷病を含む。)</u>又は<u>休職処分に併発した別傷病により休職にされた場合</u>、その者の<u>休職の期間</u>は、<u>復職前の休職の期間</u>に引き続きいたものとみなす。ただし、<u>復職した日から1年</u>を経過したときは、<u>この限りでない。</u>  ～略～</p> <p>附 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> (<u>経過措置</u>)</p> <p>2 <u>この規則の施行の際現に休職にされている職員が、この規則の施行の日以後に当該休職にされた傷病と同一傷病により休職にされた場合(同日から連続して休職にされた場合に限る。)</u>における<u>休職の期間の通算</u>については、<u>なお従前の例による。</u></p>